

## 令和7年度 企業版いくカフェ等委託事業募集要項

大東市教育委員会では、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭において、保護者が安心して子育ておよび教育を行うための支援（家庭教育支援）を行っています。

その一環として、身近な地域で気軽に集まり、話し合うことができ、保護者がほっと一息つける場所、「いくカフェ」を実施してきました。また、従業員等の家庭教育を応援するための職場づくり等に取り組む企業や団体等を、「大東市家庭教育応援企業等」として登録する制度を行っております。

この度、「大東市家庭教育応援企業等」に登録いただいている企業やNPO、市民団体等の持つ強みを活かして家庭教育を応援していただくことにより、より多くの保護者にとって、子育てしやすい環境づくりができる事を期待し、企業版いくカフェ等委託事業を実施いたします。

### 1. 趣旨

本事業は、保護者にとって子育てしやすい環境づくりができることを目的とし、「大東市家庭教育応援企業等」に登録いただいている企業やNPO、市民団体等から、提案を募集するものです。

書類審査により採択された提案は、委託契約を締結のうえ事業を実施していただきます。

### 2. 応募できる企業等

原則として、次の基準をすべて満たす団体（法人格の有無を問わない）とします。

- (1) 「大東市家庭教育応援企業等登録制度」に登録いただいている企業等であること
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (3) 法令等に違反していないこと

### 3. 委託内容

採用された提案事業の実施

（大東市との協議により、一部修正が必要な場合があります。）

### 4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで（大東市との協議により決定）

### 5. 委託額

委託金額は消費税込みで1団体あたり20万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、委託金額については大東市と調整した上で決定することとします。

- (1) 団体の日常的な運営経費や備品購入費や施設に要する経費は対象外となります。
- (2) 支払方法は口座振替とし、支払時期は大東市と委託団体が協議して定めます。

## 6. 応募方法等

### (1) 応募期間

令和7年1月17日（金）～2月7日（金）

※応募状況により応募期間経過後に改めて2次募集を行う場合があります。

### (2) 応募書類

次の書類を提出してください。

1. 提案公募型事業応募書（様式第1号）
2. 企画提案書（様式第2号）
3. 資金計画書（様式第3号）
4. 団体の概要（様式第4号）
5. 役員・職員名簿（様式第5号）
6. 同意書（様式第6号）
7. その他添付書類

### (3) 応募方法

下記応募先に郵送またはメールにて提出してください。

#### 問合せ及び応募先

〒574-0076 大東市曙町4番6号

大東市教育委員会 教育総務部 家庭・地域教育課

TEL :072-800-7760

FAX :072-872-2941

e-mail : k\_shien@city.daito.lg.jp

## 7. 審査・選考および結果通知

### (1) 審査

次の項目を審査します。

- ① 実行性 提案した事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤がある
- ② 効果性 保護者の満足度が高まり、具体的な効果が期待できる
- ③ 現実性 実行可能な方法、計画、予算で立案されている
- ④ 公開性 組織運営や事業の公開性、透明性が高い
- ⑤ 公共性 公共性（様々な特性の方が広く利用できる）が高い
- ⑥ 発展性 提案した事業を実施することにより波及効果が期待できる
- ⑦ 効率性 予算が効率的に活用されている
- ⑧ 地域性 地域に根ざした事業（地域資源の積極活用など）である
- ⑨ 発信性 より多く、かつ新規の保護者を獲得できる広報力がある
- ⑩ 定着性 保護者が気軽に参加できる頻度、身近さである
- ⑪ 独自性 他の提案に類しない取組み内容である

※これまでの企業版いくカフェの開催が少ない地域での開催提案については、一定の考慮をいたします。

## (2) 選考

大東市教育委員会事務局教育総務部内で応募書類をもとに総合的に審査します。

## (3) 決定通知

全ての応募団体に文書で結果を通知します。

## (4) その他

①審査の結果、該当者なしとすることがあります。(※必ずしも予算額上限一杯まで採択を行うわけではありません。)

②採択事業数の状況によっては市の事業予算の範囲内で2次募集を行う場合があります。

③採択の有無に関わらず書類の返却は行いません。

## 8. 仕様書の作成および委託契約の締結

(1) 委託契約にあたって、大東市と委託団体は、協議のうえ委託内容の詳細を決定します。

(2) 決定した委託内容を仕様書にまとめ、委託契約を締結します。

(3) 委託契約は応募期間終了後、2月下旬以降に締結します。

## 9. 実績報告

委託団体は、委託事業を記録し、実績報告をしてください。

※事業を実施している写真を撮影し提出していただきます。(その際には、参加者の同意をとってください)

## 10. 情報公開

応募団体、提案事業内容、審査結果、実績報告の概要(写真)などを、個人情報の保護及び公正な審査に支障ない範囲で市ホームページ等にて公開します。

## 11. アンケート

いくカフェ等の開催にあたっては、参加者に対して大東市教育委員会指定のアンケート用紙を配布・回収し、大東市教育委員会教育総務部家庭・地域教育課へ提出すること。